

新型コロナウイルス感染症への対応について

1. 保険料(税)の猶予、減免の実施

▶ 国民健康保険料(税)の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により保険料(税)を納付することが困難な場合に徴収を猶予

▶ 国民健康保険料(税)の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により一定の要件を満たす場合に保険料(税)の減免を実施

【対象】

- ・ 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入等が前年に比べて10分の3以上減少が見込まれる世帯

【減免される額】

- ・ 死亡又は重篤な傷病の場合は保険料(税)の全額
- ・ 上記以外の場合、減収が見込まれる事業収入等に対する世帯の前年の合計所得金額の割合や主たる生計維持者の前年の合計所得金額等を勘案し、保険料(税)の10分の2から10分の10

【対象となる保険料(税)】

- ・ 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されているもの

【財源】

- ・ 各保険者の減免額用が保険料総額に占める割合に応じて10分の4から10分の10を国が財政支援

2. 傷病手当金の支給

▶ 傷病手当金の支給

国内の感染拡大防止の観点から、保険者が被用者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した者等に傷病手当金を支給

【対象者】

- ・ 国民健康保険に加入している被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方又は発熱等の症状があり感染が疑われる方

【支給要件】

- ・ 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

【適用される期間】

- ・ 令和2年1月1日から令和3年12月31日の間で療養のために労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6月まで)

【財源】

- ・ 傷病手当金を支給した保険者に対して、国が傷病手当金に要する費用の全額を財政支援

3. 被保険者への周知

- 県民の皆様へは、県ホームページに掲載するとともに、市町においてもホームページや広報誌、保険料決定通知に合せて文書を同封するなどを実施

新型コロナウイルス感染症による 香川県国民健康保険への影響等について

診療費の動向 令和2年3月～令和3年2月

○ 本県の国民健康保険においても、新型コロナウイルス感染症の影響により患者の受診動向等に大きな変化があった。今後の受診動向等の変化に注視していく必要がある。

- ▶ 令和2年3月～令和3年2月の診療費の伸び（前年同月比）は、5月に▲14.1%と大きく減少するなど、すべての月で減少している。
- ▶ 診療種類別は、10月の歯科で微増となったものの、それ以外ではすべての月で減少している。
- ▶ 受診日数は、すべての月で減少しており、1日当たり診療費は10月が減少しているものの、それ以外の月は増加している。

診療種別診療費の伸び率(前年同月比)

(単位:%)

		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計
診療費の伸び率		▲2.6	▲8.2	▲14.1	▲5.8	▲3.8	▲4.4	▲3.1	▲3.8	▲5.4	▲2.1	▲5.9	▲2.9	▲5.2
診療種類別 (寄与度)	入院	▲0.3	▲2.4	▲6.2	▲5.2	▲0.7	▲1.4	▲2.1	▲3.3	▲1.9	▲1.8	▲2.0	▲2.4	▲2.5
	入院外	▲1.8	▲4.7	▲6.3	▲0.4	▲2.8	▲3.0	▲1.0	▲0.5	▲3.2	▲0.3	▲3.5	▲0.3	▲2.3
	歯科	▲0.4	▲1.1	▲1.7	▲0.2	▲0.3	▲0.0	▲0.0	0.0	▲0.3	▲0.0	▲0.5	▲0.2	▲0.4

診療費の伸び率(前年同月比)

(単位:%)

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計
診療費の伸び率	▲2.6	▲8.2	▲14.1	▲5.8	▲3.8	▲4.4	▲3.1	▲3.8	▲5.4	▲2.1	▲5.9	▲2.9	▲5.2
受診日数	▲7.1	▲14.5	▲17.6	▲6.6	▲9.8	▲8.1	▲6.0	▲3.5	▲9.8	▲6.2	▲10.5	▲7.5	▲8.9
1日当たり診療費	4.9	7.3	4.3	0.9	6.6	4.0	3.1	▲0.3	4.8	4.4	5.1	5.0	4.1

診療費の動向 令和2年3月～令和3年2月

- ▶ 負担区分別では、70歳未満（未就学児を除く）及び前期高齢者は、すべての月で大きく減少しており、未就学児や70歳以上では増減はあるが、増減幅は大きくない。
- ▶ 1人当たり診療費は、4月以降は減少している。
- ▶ 1人当たり受診日数は、4・5月は10%以上減少しているが、その後の減少率は10%未満で推移している。

負担区分別診療費の伸び率(前年同月比)

(単位:%)

		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計
診療費の伸び率		▲ 2.6	▲ 8.2	▲ 14.1	▲ 5.8	▲ 3.8	▲ 4.4	▲ 3.1	▲ 3.8	▲ 5.4	▲ 2.1	▲ 5.9	▲ 2.9	▲ 5.2
負担区分別 (寄与度)	70歳以上一般	1.5	▲ 1.7	▲ 3.0	▲ 0.3	1.2	1.2	▲ 0.7	1.8	0.8	1.0	0.1	1.2	0.3
	70歳以上現役	0.1	▲ 0.1	▲ 0.0	0.1	▲ 0.0	▲ 0.3	0.1	▲ 0.1	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.0	▲ 0.1
	未就学児	▲ 0.5	▲ 0.1	▲ 0.5	0.0	▲ 0.3	▲ 0.1	▲ 0.4	▲ 0.3	0.0	▲ 0.0	0.1	▲ 0.3	▲ 0.2
	70歳未満 (未就学除く)	▲ 3.7	▲ 6.3	▲ 10.5	▲ 5.6	▲ 4.7	▲ 5.3	▲ 2.1	▲ 5.2	▲ 5.7	▲ 2.6	▲ 5.6	▲ 3.7	▲ 5.1
	(前期高齢者)	▲ 1.0	▲ 5.2	▲ 8.9	▲ 3.9	▲ 1.9	▲ 2.3	▲ 2.7	▲ 2.3	▲ 3.5	▲ 1.7	▲ 2.6	▲ 1.7	▲ 3.1

診療費の伸び率(前年同月比)

(単位:%)

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計
診療費の伸び率	▲ 2.6	▲ 8.2	▲ 14.1	▲ 5.8	▲ 3.8	▲ 4.4	▲ 3.1	▲ 3.8	▲ 5.4	▲ 2.1	▲ 5.9	▲ 2.9	▲ 5.2
1人当たり診療費	0.4	▲ 5.2	▲ 11.4	▲ 2.9	▲ 1.0	▲ 1.7	▲ 0.6	▲ 1.3	▲ 3.3	▲ 0.3	▲ 4.3	▲ 1.3	▲ 2.7
1人当たり受診日数	▲ 4.3	▲ 11.7	▲ 15.0	▲ 3.7	▲ 7.1	▲ 5.5	▲ 3.5	▲ 1.0	▲ 7.7	▲ 4.5	▲ 8.9	▲ 6.0	▲ 6.6
1日当たり診療費	4.9	7.3	4.3	0.9	6.6	4.0	3.1	▲ 0.3	4.8	4.4	5.1	5.0	4 4.1

国民健康保険被保険者の動向

○ 被保険者の動向にも大きな変化があり、新型コロナウイルス感染症などの影響があったと考えられる。

- ▶ 令和2年度の国保資格を取得・喪失した者は前年度に比べ、それぞれ減少した。
- ▶ 主な要因としては、後期高齢者医療加入者の減少、社保との異動や県外との異動が減少したことによる。
- ▶ 非自発的失業者数は令和2年4月以降、前年より増加している。

国保資格異動事由

(単位:人、%)

異動理由	増加								減少								増減
	転入		社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者離脱	その他	計	転出		社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者加入	その他	計	
	県外転入								県外転出								
令和元年度	6,582	4,633	24,067	489	533	7	1,985	33,663	5,934	3,416	20,321	716	1,551	9,197	2,385	40,104	▲ 6,441
令和2年度	5,304	3,488	23,675	427	464	8	1,830	31,708	4,616	2,491	18,137	708	1,537	6,963	2,603	34,564	▲ 2,856
前年度差	▲ 1,278	▲ 1,145	▲ 392	▲ 62	▲ 69	1	▲ 155	▲ 1,955	▲ 1,318	▲ 925	▲ 2,184	▲ 8	▲ 14	▲ 2,234	218	▲ 5,540	3,585
寄与度	▲ 3.8	▲ 3.4	▲ 1.2	▲ 0.2	▲ 0.2	0.0	▲ 0.5	▲ 5.8	▲ 3.3	▲ 2.3	▲ 5.4	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 5.6	0.5	▲ 13.8	▲ 55.7

非自発的失業者数

(単位:人、%)

	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末
令和元年①	1,017	1,018	997	701	695	702	720	752	776	819	798	790
令和2年②	873	919	946	914	998	1,084	1,139	1,168	1,168	1,223	1,228	1,220
前年差②-①	▲ 144	▲ 99	▲ 51	213	303	382	419	416	392	404	430	430
前年比	▲ 14.16	▲ 9.72	▲ 5.12	30.39	43.60	54.42	58.19	55.32	50.52	49.33	53.88	54.43

国保特別会計における財政への影響

1. 県特別会計への影響（令和2年度）

- ▶ 市町への保険給付費等交付金の減
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により診療費等が減少したため、県から市町への保険給付費等交付金が減少した。
- ▶ 療養給付費等負担金等（国費）の減
 - ・ 市町への保険給付費等交付金が減少したことに伴い、国療養給付費等負担金及び普通調整交付金額が減少した。
- ▶ 前期高齢者交付金の精算
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により前期高齢者に係る診療費も減少したため、令和2年度分の前期高齢者交付金が過大交付となっている（令和4年度に精算することになる）。

2. 市町特別会計への影響（令和2年度）

- ▶ 市町における保険料（税）収納額の減
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響などにより、保険料（税）収納額が減少した市町があったが、多くの市町で収納率向上に取り組んだことから大きな影響はなかった。

3. 県特別会計への影響（令和3年度）

- ▶ 市町への保険給付費等交付金の減
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により診療費等が減少すれば、県から市町への保険給付費等交付金の減少が見込まれる。
- ▶ 療養給付費等負担金等（国費）の減
 - ・ 市町への保険給付費等交付金が減少すれば、国療養給付費等負担金及び普通調整交付金額の減少が見込まれる。
- ▶ 前期高齢者交付金の精算
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により前期高齢者に係る診療費も減少すれば、令和3年度分の前期高齢者交付金が過大交付となることが見込まれる（令和5年度に精算することになる）。

4. 市町特別会計への影響（令和3年度）

- ▶ 市町における保険料（税）収納額の減
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度の保険料（税）の算定基礎となる所得額が減少する被保険者が見込まれるため、各市町は、県が算出した納付金を納めるために必要な保険料（税）収納額の減少が見込まれる。

5. 県特別会計への影響（令和4年度）

▶ 前期高齢者交付金の減

- ・ 交付金の精算が2年後（令和4年度）であること、令和4年度の前期高齢者に係る診療費の推計は令和2年度の実績をもとに推計することから、令和4年度における前期高齢者交付金の減少が見込まれる。

6. 今後の対応

▶ 令和4年度の診療費の推計

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を注視して、令和4年度の診療費の推計を行う必要がある。

▶ 繰越金の活用

- ・ 令和2年度の繰越金は、令和4年度前期高齢者交付金の減算や、令和5年度以降の前期高齢者交付金の概算交付額を見据えながら、令和4年度以降の納付金を減算する財源として活用することも留意していく必要がある。